

第 4 章 政 策

政 策

- 1 総 合 計 画
- 2 地 方 創 生
- 3 公 共 交 通 利 用 促 進
- 4 交 通 安 全 総 合 対 策
- 5 広 報 ・ 広 聴
- 6 情 報 政 策

1 総合計画（第七次前橋市総合計画基本構想抜粋）

(1) ビジョン

本市には、水と緑にあふれる豊かな自然環境、絹遺産をはじめとする歴史文化、充実した医療環境、全国有数の農業生産力など、多くのまちの誇りや可能性がある。これらは、このまちで暮らしてきた多くの人たちが、永きにわたって愛し、守り、育て、残してきた財産であり、ここ前橋が、人々の暮らしを支え、「良いものが育つ場所」であることの証である。

そこで、「前橋の未来に向かって、これまで大切にしてきたまちの誇りや可能性を受け継ぎ、磨き育て、新たな価値を生み出しながら、将来を担う子や孫たちの世代に未来への糧として繋いでいくことを、ここに暮らすすべての人で実現する。」という想いを込めて、『めぶく。～良いものが育つまち（Where good things grow.）～』を地域全体で共有していくビジョンとして掲げる。

(2) 将来都市像

これからのまちづくりを進めるキーワードは「地域経営」である。

市民、企業・団体、行政それぞれが、「他人ごと」ではなく「自分ごと」として、地域の課題を捉え、自主的・自律的に、また連携して課題解決に取り組むことが重要であり、そのためには、それぞれの主体が共有できる将来のまちの姿を持つことが大切である。

そこで、『新しい価値の創造都市・前橋』を将来都市像に位置付け、「市民一人ひとりが個性と能力を生かし、個々に輝くことにより新しい前橋らしさを創造するまち」を目指すまちの姿とし、その実現に向けて行政は多様な市民の活動を支えていく。

(3) 計画の期間

計画期間は、2018年度（平成30年度）から2027年度（令和9年度）までの10年間とする。

(4) まちづくりの方向性（まちづくりの柱）

ア 人をはぐくむまちづくり（教育・人づくり）

ふるさとを愛し、多様性を尊重する心豊かな人間性を育むとともに、あらゆる世代が共に学び、支え合えるまちを目指す。

イ 希望をかなえるまちづくり（結婚・出産・子育て）

結婚や出産の希望を叶えられ、子育てを楽しむことができるまちを目指す。

ウ 生涯活躍のまちづくり（健康・福祉）

充実した医療福祉環境のもと、生涯を通じた心や体の健康づくりを推進するとともに、誰もが自分らしく生きがいをもち、共に支え合いながら活躍できるまちを目指す。

エ 活気あふれるまちづくり（産業振興）

既にあるしごとの魅力を高めるとともに、新たなしごとを創出し、市民それぞれが個性を活かして活躍できるビジネスチャンスにあふれたまちを目指す。

オ 魅力あふれるまちづくり（シティプロモーション）

地域の魅力を創造・発信し、誰もが訪れ、住み続けたいくなるまちを目指す。

カ 持続可能なまちづくり（都市基盤）

人口減少・少子高齢社会に対応した都市基盤の構築を推進し、将来にわたり安全で、安心して暮らせるまちを目指す。

(5) 計画の進行管理

本計画では、いわゆるPDCAサイクルによる進行管理を行うこととする。

具体的には、行政評価を活用し、重点施策ごとに設定した成果指標の実績や各施策のもとで実施する事業の取組状況等を評価・検証するとともに、より高い成果を上げるための改善策を講じることにより、計画を着実に推進する。

2 地方創生

(1) 地方創生をめぐる動き

2014年（平成26年）11月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、同年12月に国は「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015年度～2019年度まで）」を策定し、人口減少問題の解消と、東京圏への一極集中を是正するための取組を進めてきた。

しかし、我が国における将来の人口減少と少子高齢化は依然として深刻な状況であることから、2019年（令和元年）12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」及び第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生の取組を継続することとした。

本市においても、2016年（平成28年）3月に、人口ビジョン及び総合戦略で構成する「県都まえばし創生プラン」を策定し、人口減少問題解決に向けた取組を進めてきたが、引き続き取組を進めていく必要があることから、2020年（令和2年）3月に、2020年度（令和2年度）からの5年間を計画期間とする「第2期県都まえばし創生プラン（前橋版人口ビジョン・総合戦略）」を策定した。

2022年（令和4年）12月に国では、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、デジタル技術の活用等によって、これまでの地方創生の取組を加速化、深化させ、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指している。このため、本市においても国や県の動きを勘案し、デジタルの力を活用するなど、様々な地域課題や社会課題解決・魅力向上に向けた取組の継承・発展を図る。

(2) 人口ビジョン

期間：2065年（令和47年）まで

本市の人口を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示す。

ア ビジョン・将来都市像

第2期県都まえばし創生プランと第七次前橋市総合計画を一体的に推進することで、総合計画に掲げた将来都市像『新しい価値の創造都市・前橋』の実現を目指す。

イ 人口の将来展望

① 2040年

人 口 302,000人

人口割合 (年少：生産年齢：老年) = 12%：50%：38%

② 2060年

人 口 271,000人

人口割合 (年少：生産年齢：老年) = 14%：50%：36%

(3) 総合戦略

期間：2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）の5年間

人口ビジョンの結果を踏まえ、今後5か年で取り組むべき施策を示す。

ア 基本目標

- ① 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ② 若者の定着と多様な人材の活躍により、地域の活力を維持する

イ 重要業績指標（KPI）

| 指標 | 現状値 | 目標値（2024年度） |
|--------------------|------------------|-------------|
| ① 合計特殊出生率 | 1.41 (2017年度) | 1.54 |
| ② 20-24歳の市外への転出超過数 | 369人 (2018年度) | 179人 |

※ 2018年度の合計特殊出生率は「1.46」（計画策定時は2018年度の合計特殊出生率が公表されていなかったため、現状値は直近の2017年度数値とした。）

ウ 優先課題と解決の方向性

- ① 未婚率の上昇と出生数の減少 ⇒ 未婚の原因解消と子育て支援の充実
- ② 若者の総数の減少 ⇒ 若者の定着・還流と新たな流れの創出
- ③ 高齢者・外国人住民の増加 ⇒ 多様な人材が活躍できる環境づくり
- ④ 進展する人口減少（横断的課題） ⇒ 持続可能なまちづくり

(4) 総合戦略の体系

《第2期前橋版総合戦略》



3 公共交通利用促進

(1) 上毛電鉄維持活性化推進事業

沿線住民の生活路線としての上毛電鉄の維持・存続を図るため、国・県及び沿線自治体で上毛電鉄に対する支援を行い、上毛電鉄の活性化を促進する。

上毛電鉄の第6期経営再建計画に対して、県及び沿線自治体で実施する支援方針（上毛線再生基本方針）を策定した。

<補助実績額> (令和4年度)

| | |
|---------------------|----------|
| 輸送対策事業費補助 | 17,550千円 |
| 鉄道基盤設備維持費補助 | 40,782千円 |
| 鉄道軌道整備補助（固定資産税等相当額） | 15,525千円 |
| 計 | 73,857千円 |

(2) でまんど相乗りタクシー運営事業

市内交通の利便性向上のため、新たな公共交通の導入を推進する。平成28年1月23日より移動困難者対策として、マイタク（でまんど相乗りタクシー）の運行を開始した。

<マイタク登録者数> 27,682人（令5.3.31現在）

(3) バス路線利用促進等

市民生活に必要な乗合バス路線の維持、拡充を図るため、運行経費や車両購入費に対する補助を行うとともに、路線・ダイヤの見直し、わかりやすい情報案内の推進や新しいモビリティの検討（Ma a S・シェアサイクル等）を行った。

<参考> 市内運行バス路線一覧

(令5.4.1現在)

| 路線名 | 主な経由地 | 運行事業者 | 運行区分 |
|-------------|------------------------|--------|------|
| 前橋渋川線 | 前橋駅～群馬大学～渋川駅 | 関越交通 | 自主 |
| 前橋玉村線 | 前橋駅～下川町～玉村町役場～新町駅 | 永井運輸 | 委託 |
| 前橋高崎線（芝塚経由） | 高崎駅前～芝塚・日高病院～前橋駅前 | 群馬中央バス | 自主 |
| 前橋高崎線（京目経由） | 前橋駅～大利根団地・京目経由～高崎駅 | 上信観光バス | 自主 |
| 前橋金古王塚台線 | 前橋駅～足門～金古王塚台団地～群馬温泉 | 関越交通 | 委託 |
| 前橋土屋文明線 | 前橋駅～三ツ寺～土屋文明文学館線 | 関越交通 | 委託 |
| イオンモール高崎前橋線 | 前橋駅～県庁前～前橋公園～イオンモール高崎 | 群馬バス | 自主 |
| 前橋箕郷線 | 前橋駅～大渡橋～明和県央高校～箕郷営業所 | 群馬バス | 自主 |
| 前橋榛東線 | 前橋駅～原嶋屋北～榛東村役場～しんとう温泉 | 日本中央バス | 委託 |
| 前橋吉岡線 | 前橋駅～群馬総社駅～よしおか温泉～上野田 | 日本中央バス | 委託 |
| 日赤病院高崎駅線 | 高崎駅～鶴光路町～前橋南高～日赤病院 | 群馬バス | 自主 |
| 日赤病院伊勢崎線 | 伊勢崎市民病院北～駒形～日赤病院線 | 群馬中央バス | 自主 |
| 群大病院高崎駅線 | 高崎駅前～北高崎駅・高前バイパス～群大病院線 | 群馬中央バス | 自主 |
| 高崎大胡線 | 高崎駅～前橋バスセンター～大胡駅 | 日本中央バス | 自主 |
| 東大室線 | 前橋駅～城南支所～東大室 | 永井運輸 | 委託 |
| 城南運動公園線 | 前橋駅～ココルンシティ～城南運動公園 | 日本中央バス | 委託 |
| 広瀬駒形線 | 前橋駅～広瀬小～駒形駅 | 日本中央バス | 自主 |
| 川曲線 | 中央前橋駅～新前橋駅～群馬医療福祉大学前 | 日本中央バス | 委託 |
| 川原町線（緑ヶ丘経由） | 前橋駅～緑ヶ丘町～川原町北 | 関越交通 | 自主 |
| 川原町線（附属小経由） | 前橋駅～群大附属小前～川原町北 | 関越交通 | 自主 |

| 路線名 | 主な経由地 | 運行事業者 | 運行区分 |
|-----------|------------------------|--------|------|
| 大渡町線 | 前橋駅～関越交通前橋営業所 | 関越交通 | 自主 |
| 新前橋駅西口線 | 前橋駅～立川町通り～新前橋西口 | 群馬中央バス | 委託 |
| 前橋赤城山線 | 前橋駅～富士見温泉～赤城山ビジターセンター | 関越交通 | 自主 |
| 富士見赤城山線 | 富士見温泉～赤城山ビジターセンター | 関越交通 | 委託 |
| 富士見温泉線 | 前橋駅～富士見温泉～青少年交流の家 | 関越交通 | 自主 |
| 青柳富士見線 | 前橋駅～群大附属小～富士見公民館～富士見温泉 | 日本中央バス | 委託 |
| 群馬総社駅線 | 前橋駅～大渡橋～群馬総社駅 | 日本中央バス | 自主 |
| 荻窪公園線 | 前橋駅～総合福祉会館～荻窪公園 | 永井運輸 | 委託 |
| 嶺公園線 | 前橋駅～勝沢～嶺公園 | 永井運輸 | 委託 |
| 前橋公園線 | 前橋駅～前橋公園 | 関越交通 | 自主 |
| 石関町前橋大島駅線 | 前橋大島駅～石関町学園中央（循環） | 永井運輸 | 自主 |
| 石関町前橋駅線 | 前橋駅～保健センター～石関町南 | 日本中央バス | 委託 |
| 日赤病院前橋線 | 前橋駅～生涯学習センター～日赤病院 | 群馬バス | 自主 |
| シャトルバス | 前橋駅～中央前橋駅（シャトルバス） | 日本中央バス | 委託 |
| マイバス東循環線 | 市街地東エリア循環 | 永井運輸 | 委託 |
| マイバス西循環線 | 市街地西エリア循環 | 永井運輸 | 委託 |
| マイバス北循環線 | 市街地北エリア循環 | 関越交通 | 委託 |
| マイバス南循環線 | 市街地南エリア循環 | 関越交通 | 委託 |
| ふるさとバス | 大胡宮城粕川地区内（デマンドバス） | 赤城タクシー | 委託 |
| るんるんバス | 富士見地区内（デマンドバス） | 関越交通 | 委託 |
| 城南あおぞら号 | 城南地区内（デマンドバス） | 赤城タクシー | 自主 |

※自主20路線・委託21路線 合計41路線

※主な経由地を記載していますので、発着点を示すものではありません。

(4) 自転車活用推進事業

市内交通ネットワークの末端を充実させるとともに、まちなかの回遊性を高めることで、地域の活性化を図るため、令和3年4月1日より「まえばしシェアサイクルc o g b e」の運行を開始した。

また、上毛電気鉄道の利用促進と赤城山南面地域の観光振興を図るため、主要駅に長距離利用にも適したシェアサイクル「あかぎc o g b e」を導入し、令和3年10月23日より運行を開始した。

4 交通安全総合対策

(1) 交通安全対策の推進

- ① 前橋市交通対策協議会の設置
設置年月日：昭和42年10月1日
- ② 交通事故防止の運動推進
- ③ 交通安全啓発活動の実施
- ④ 交通安全教育の実施
- ⑤ 交通事故や交通危険箇所の情報発信及び安全対策の実施
- ⑥ 交通道德の高揚に関すること
- ⑦ その他目的達成に必要なこと

(2) 交通指導員

- ① 小学校長、PTA会長、自治会長の三者から推薦された者に、教育長が交通指導用務を委嘱する。
- ② 任期は原則2年とする。
- ③ 用務は警察機関、交通安全推進機関、団体等との緊密なる連携のもとに交通安全確保のために必要な指導及び交通安全思想の普及に努めることとし、児童の登校時における保護誘導及びPTA会員等による誘導方法等についての現場指導をする。
- ④ 交通指導員の定数は178名で、委嘱人数は令和5年4月1日現在157名である。
- ⑤ 報償は年額150,000円を年2回に分けて支払う。
- ⑥ 交通指導員に対しては、制服等の装備品を貸与する。

(3) 交通状況

ア 自動車保有台数

(各年3.31現在)

| 区分 年度 | 総数 | 前年比 | 貨物 | | | 乗合 | | 乗用 | | 特種(殊)用途車 | |
|----------|---------|-------|-------|--------|------|-----|-----|--------|--------|----------|------|
| | | | 普通 | 小型 | 被けん引 | 普通 | 小型 | 普通 | 小型 | 特殊 | 大型特殊 |
| 平31 | 183,117 | 96.7 | 9,046 | 13,807 | 511 | 261 | 367 | 74,200 | 79,668 | 4,499 | 758 |
| 令2 | 182,700 | 99.8 | 9,165 | 13,664 | 518 | 253 | 363 | 75,595 | 77,837 | 4,549 | 756 |
| 令3 | 188,407 | 103.1 | 9,142 | 13,649 | 513 | 243 | 342 | 76,928 | 76,177 | 4,581 | 763 |
| 令4 | 188,078 | 99.8 | 9,175 | 13,660 | 508 | 238 | 321 | 78,229 | 74,381 | 4,566 | 753 |

イ 原付自転車、軽自動車保有台数

(各年度4.1現在)

| 年度別 | 総数 | 原付自転車 | | | 軽自動車 | | | | 小型特殊自動車 | | 二輪 小型 自動車 | 雪上車 |
|-----|---------|------------|---------------|----------------|-------|----|----------|----------|---------|-------|-----------------|-----|
| | | 50cc 以下 | 51cc～ 90cc | 91cc～ 125cc | 二輪 | 三輪 | 四輪 貨物 | 四輪 乗用 | 農耕用 | その他 | | |
| 令2 | 131,892 | 8,458 | 1,157 | 2,110 | 4,358 | 3 | 24,937 | 77,274 | 7,139 | 1,114 | 5,340 | 2 |
| 令3 | 132,790 | 8,158 | 1,187 | 2,267 | 4,459 | 3 | 24,681 | 78,186 | 7,234 | 1,141 | 5,473 | 1 |
| 令4 | 134,681 | 8,048 | 1,281 | 2,471 | 4,616 | 4 | 24,941 | 79,035 | 7,341 | 1,181 | 5,762 | 1 |
| 令5 | 136,627 | 7,828 | 1,290 | 2,641 | 4,743 | 4 | 25,192 | 80,444 | 7,365 | 1,195 | 5,924 | 1 |

ウ 交通事故発生状況

(前橋市内)

| 区分 | 署別 | | 前橋東署 | | 計 | | 増減数 | 前年度比 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|------------|
| | 前橋署 | 年別 | 令3 | 令4 | 令3 | 令4 | | |
| 件数 | 1,094 | 1,047 | 1,038 | 1,035 | 2,132 | 2,082 | 件 -50 | % 97.6 |
| 死者数 | 1 | 3 | 5 | 4 | 6 | 7 | 人 1 | % 116.7 |
| 負傷数 | 1,313 | 1,249 | 1,236 | 1,242 | 2,549 | 2,491 | 人 -58 | % 97.7 |

5 広報・広聴

(1) 広報活動

ア 広報紙の発行

| | |
|------|-------------------|
| 名 称 | 広報まえばし |
| 創 刊 | 昭和25年4月 |
| 発 行 | 月1回（1日、年12回発行） |
| 発行部数 | 150,200部（令和5年4月号） |
| 規 格 | A4判、平均36ページ |
| 配 布 | 市内全世帯、関係機関、その他 |

イ 声の広報の発行

広報紙の内容をデジターCDに録音して月1回発行し、視覚障害者など（24人）に郵送。音訳は、ボランティアの協力で行っている。

ウ 広報電子データの掲載

市ホームページ上にPDF等のデータ、(株)モリサワの運営するカタログポケット上に多言語に対応した電子書籍版を掲載している。

エ データ放送による情報配信

群馬テレビのデータ放送による市政情報を発信

オ ラジオによる情報発信

① エフエム群馬

毎週金曜、午後4時55分から3分30秒間、「ラジオインフォメーションいきいき前橋」で市政情報を発信（5～7月、9～10月）

② まえばしCITYエフエム

・まえばし情報ステーション

広報まえばしなどの市政情報を発信

月曜、金曜の午前7時54分（本放送）と午後5時54分（再放送）に5分間

・市民・職員等参加番組

市民や職員が実際に出演し、健康や生涯学習、観光、まちなか情報などを発信

木曜は、午前9時49分（本放送）と午後6時20分（再放送）に10分間

土曜は、午前9時49分（本放送）と午後1時49分（再放送）に10分間

・外国語ラジオ番組CITY TOPICS

市政情報を英語、中国語、ポルトガル語で発信

水曜の午前7時54分（本放送）と午後5時54分（再放送）に5分間

カ 報道機関への情報提供

原則月2回の定例記者会見を開催し、市長が直接情報を提供している。会見はユーチューブで配信している。その他、市政情報を市政記者に随時提供している。

キ ホームページ（インターネット）による情報発信

市政、市有施設、例規集などの情報などを発信している。また、各種申請書などのダウンロードもできるようにしている。

ク 市政情報のメール配信

まちの安全ひろメールを使用して登録者に対し、概ね週2回、市政やイベント情報などを提供している。

ケ ソーシャルメディアによる情報発信

ユーチューブ、インスタグラム、LINEによりイベントや観光情報などの旬なお知らせを発信している。
まちの安全ツイッターにより災害時における最新の危機管理情報や防犯情報を発信している。

(2) 広聴活動**ア 前橋市への提案・意見**

- ・市民の声を広く聴いて、市政に反映させていくための制度
- ・専用ハガキを市庁舎1階総合案内、各支所・市民サービスセンターなど市内52か所に設置
- ・電子メール、ファクス、意見箱（市庁舎1階・2階、支所、市民サービスセンター、中央公民館に設置）、郵送により、提案や意見を受付

イ 市民アンケート

市民意識や要望などを把握し、市政に反映させるとともに、長期計画・実施計画策定の基礎資料とするために実施している。（令和5年度に実施）

ウ タウンミーティング

市民と直接対話することで、市民の意向や地域ニーズを把握するとともに長期計画・実施計画策定の基礎資料とするために、地区懇談会形式として実施している。（令和5年度に実施）

6 情報政策

(1) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

ア 前橋市DX推進計画の策定

一般の新型コロナウイルス感染症対応では、各種助成金などのオンライン申請や教育分野のオンライン化環境が構築されていなかったこと、国・地方を通じて情報システムや業務プロセスがバラバラで非効率だったことなど、行政における様々な課題が明らかになった。

国は、デジタル社会の将来ビジョンに「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を進めることとしている。

その際に重要な概念は、「デジタル化を手段として変革を進めること」（DX：デジタル・トランスフォーメーション）である。単なる新技術の導入ではなく、それに合わせて制度や政策、組織のあり方等を変革していくことが求められており、長期的な展望を持ちつつ、着実に歩みを進めていくことが重要である。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、「前橋市情報化推進基本方針」（平成13年3月）を抜本的に見直し、令和3年3月に「前橋市DX推進計画」を策定した。なお、本計画は、官民データ活用推進基本法に定める市町村官民データ活用推進計画を兼ねるものとして位置づけている。

イ 計画の構成

市が果たすべき使命や存在意義（ミッション）、実現したい未来（ビジョン）、組織が持つべき共通の価値観（バリュー）を明示し、3つの柱のもと8つの重点事業を推進する。なお、重点事業の推進にあたっては庁内横断的なWG（ワーキンググループ）を組成し、部署や立場を超えた活動を展開している。

| | |
|-------|--|
| ミッション | 住民の福祉の増進（地方自治法第一条の二） |
| ビジョン | デジタル技術とデータの活用を推進し、住民本位の行政及び地域社会を実現する |
| バリュー | ①住民の視点を常に意識し、追及する ②チャレンジ&アジャイル ③誰も取り残さない |

| 3つの柱 | 8つの重点事業 |
|------------|---------------------|
| 1 住民の利便性向上 | (1) 行政手続きのオンライン化 |
| | (2) マイナンバーカードの普及・活用 |
| | (3) 情報システムの全体最適化 |
| 2 新たな価値創造 | (4) 官民データ活用の推進 |
| | (5) 市役所のDX推進 |
| | (6) 地域社会のDX推進 |
| 3 すべての住民に | (7) デジタルデバイドの解消 |
| | (8) デジタルインフラの整備 |

ウ 計画の期間

2021年4月～2026年3月（5年間）

(2) 情報処理

ア 稼働中の主なシステム

① アウトソーシング

・基幹情報システム（住民基本台帳システム、税関連システム等）

- ・前橋市スポーツ施設予約システム「まえばしネット」
- ・前橋市地図情報システム「さーちずまえばし」
- ・電子申請届出システム「ぐんま電子申請等受付システム」（県と市町村との共同運用）
- ・文書管理システム

② 自庁運用

- ・戸籍管理システム
- ・財務会計システム
- ・人事給与システム
- ・福祉総合システム
- ・総合行政情報管理システム

イ システム開発

昭和56年の汎用電算機の導入以後、積極的にシステム開発に取り組み、情報処理の規模的拡大と質的高度化を図ってきた。

運用は自庁運用により実施し、形態を汎用電算機からクライアントサーバーシステム、Web系システムへと移行してきた。さらに、サーバーのアウトソーシングや、ネットワークを通じてシステムを利用するASPサービスなど、様々な手法を活用したシステム導入を進めている。

例えば、平成22年1月から、汎用電算機で運用していた基幹情報システムをサーバー処理に切り替え、アウトソーシングを実施した。さらに平成23年度以降、自庁運用サーバーを対象に仮想化技術を利用した集約を行い、運用コストの低減に努めている。

さらに、令和2年1月からは、住記系・税系・福祉系の基幹情報システム等を高崎市・伊勢崎市との共同で自治体クラウドとして利用を開始し、調達及び運用コストの低減を実現した。

(3) マイナンバーカード活用

市民がマイナンバー制度のメリットを実感できるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いマイナンバーカードの普及を進めるとともに、行政サービスの一層の利便性向上と運用効率化に向けた活用施策を検討・実施してきた。

[主な取り組み]

- ① 住民票の写し及び印鑑登録証明書のコンビニ交付サービス（平成28年1月～）
- ② 親子健康情報アプリ「OYACO plus」における健診データ等の情報連携（平成28年3月～）
- ③ 所得・課税証明書のコンビニ交付サービス（平成29年10月～）
- ④ マイタク制度におけるマイナンバーカード活用（実証実験 平成29年12月～、実運用 平成30年5月～）
- ⑤ マイナポイント事業（令和2年9月～）

(4) スマートシティ推進

国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、データ連携と最先端技術による地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた取り組みとして「まえばし暮らしテック推進事業」を実施した。

めぶくIDを軸としたデータ連携基盤を整備し、学びや子育て、健康情報活用等暮らしの様々な分野に関するサービスを構築し、実装した。

